

亀山市告示第194号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関を定める告示の一部を改正する告示

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関を定める告示（平成29年亀山市告示第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関、 <u>同認定基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を定める告示</u> 第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。	都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関を定める告示  第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅の用途に供する部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面

[ (1) ~ (3) 略]

[2 略]

第3 簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号）第10条第1項第1号イ（2）及びロ（2）の規定に基づく評価方法とする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸の部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面

[ (1) ~ (3) 略]

[2 略]

第3 簡易な評価方法は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第1の1の1-2及び2の2-1ただし書きの規定に基づき、建物用途ごとに建物形状、室用途構成等を仮定したモデル建物に対して、認定対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建物について計算する方法とする。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定によりなされた申請に係る低炭素建築物新築等計画の認定については、なお従前の例による。